



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 北アイルランド法人税

北アイルランド法人税法(The Corporation Tax (Northern Ireland) Act)は、北アイルランド行政府(Northern Ireland Executive:以下「行政府」)が Stormont House 合意に基づく施策およびそれに続く改革の成功を含む財政の持続可能性を示すことを条件に、北アイルランドがほとんどの事業所得について独自の法人税率を定める権限を認めている。行政府は新税率(12.5%)を2018年4月から適用すると発表している。これに関連して、英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs:以下「HMRC」)と北アイルランド財務人事省(Department of Finance and Personnel, Northern Ireland)は、北アイルランド法人税(Northern Ireland Corporation Tax (NICT))の規定および運用に関する取決めを定めた覚書に調印した。それによると、北アイルランド法人税に関する規定および指針は英国法人税制度に含まれ、HMRC が管理することとなる。また、北アイルランド法人税納税義務を負う法人とのやり取り(情報提供、徴税および申告義務を含む)、課税または徴収に関する争いならびに法人の税務事項についても HMRC が管轄する。覚書の中には、IT および管理体制の構築に関する規定ならびに実施に伴い HMRC に発生するコストの北アイルランド財務人事省への請求に関する規定も含まれている。

2. ハイブリッド ミスマッチ規定:事例集の発表

2015年12月22日、ハイブリッド ミスマッチに関する法案の適用事例集が公表された。これらの事例は、OECD の「ハイブリッド ミスマッチ アレンジメントの効果の無効化に関する最終報告(Final Report on Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements)」の中の事例にハイブリッド利益移転に関する補足を加えたもので、2015年12月9日に公表されたハイブリッド ミスマッチ法案への理解を助けることを目的としている。2016年中には追加のガイダンスが発表される予定である。

3. VAT の国内リバースチャージ方式:2月1日から卸売電気通信サービスに適用

一定の卸売電気通信取引に「リバースチャージ」方式に基づく付加価値税(Value Added Tax:以下「VAT」)を導入する新制度が発表された。新制度に関して発行された「変更内容およびその影響を説明する通達文書(Tax Information and Impact Note)」によると、リバースチャージ方式は固定回線、モバイルネットワークまたはインターネットを通じた電気通信サービスおよび関連データ(テキストおよび画像)の卸売取引に適用され、卸売以外の取引や英国 VAT 登録を行っていないまたは登録義務のない企業には適用されない。卸売電気通信サービスへのリバースチャージ方式導入については議論が続いていたが、事業者が VAT を納税しないまま行方

不明になる詐欺(Missing Trader Intra-Community (MTIC) fraud)で税収が減少する懸念が広がる中、HMRC が導入を早めたと思われる。リバースチャージ方式の導入により、VAT を徴収した事業者がHMRC に納税を行わない詐欺行為の撲滅が期待される。

4. VAT グループ制度:改正に関する諮問を今春開始

Skandia America Corporation 訴訟ならびに Beteiligungsgesellschaft Larentia + Minerva mbH & Co. KG および Marenave Schifffahrts AG の共同訴訟における欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union)の判決に対応し、HMRC は、VAT グループ新制度について検討するため、経済団体との会合を行うと発表した。春に始まる12週間の諮問(consultation)の土台となる政策の選択肢を2月および3月の間に策定しておくことを目的としている。HMRC は、改正には「法人以外への適用拡大」ならびに「法人および非法人の「緊密な経済的、財務的かつ組織的な」結び付き(“close economic, financial and organisational”links)の有無を判断する新規定の策定および会社法の子会社定義に基づく現行の“支配基準”の置換え」等が含まれるとしている。提案されているスケジュールによると、法改正は早くても2017年以降になるとと思われる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/eur

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀

ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅

hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。